

日付のある木簡考

—木簡からみた古代の休日—

山本 崇

I はじめに

木簡は、遺跡の性格解明や共伴遺物の年代推定の手がかりとして、欠くべからざる資料と認知されるようになった。さりながら、なかでも注目を集める木簡は、年紀を記した木簡、いわゆる紀年木簡なのではないか¹。もちろん、これに準じるものとして、7世紀木簡では「評五十戸」「評里」、奈良時代木簡では「国郡里」「国郡郷里」の記載、あるいは古態を残した地名表記などは、年代を推定する手がかりとして用いられてきたし、生没年などが判明する人物にかかる木簡は、大いに利用され重要な論点を生み出している。

その反面、年月を欠き、日付のみを記した木簡たち—これらには、欠損により失われたり、墨が薄れて判読できなかったりするものも含む—は、よほど注目すべき記載がなければ、ほとんど顧みられていないように思う。年代の確定は、歴史を考えるうえでの基本的な要件ではあるとしても、年月の不明な大量の木簡たちを検討の俎上にあげないのはまことに勿体ない。仮に年代が特定されない資料であっても、出土資料としての特性を活かしたうえでなにがしかの検討は可能ではないか。この小稿は、そのささやかな試みとして、あえて木簡の内容は顧みず、木簡の日付だけを利用することができないか²、愚考をめぐらしてみたものである。

II 日付をめぐる研究—古代官人の休日について

かつて山田英雄氏は、史料の日付に着目し、古代の休日について明快に論じた。この専論は、いまなおこのテーマの基本文献の位置を占める研究成果である³。基本的な論点は、いわゆる「六仮」が、在京諸司に与えられた6日ごとに1日の休日で、毎月6日、12日、18日、24日と晦日であると、正しく指摘したことである。

周知の史料ではあるが、養老仮寧令に、古代官司の休日は次のように規定される。

凡在京諸司、毎二六日一、並給ニ休仮一日一。中務、宮内、供奉諸司、及五衛府、別給ニ
仮五日一。不レ依ニ百官之例一。五月八月給ニ田仮一。分為ニ両番一。各十五日。其風土
異レ宜、種収不レ等、通隨レ便給。外官不レ在ニ此限一。 (1 紿休暇条⁴)

いわゆる「六仮」は、在京諸司に6日ごとに1日与えられる定期的な休日であり、「田仮」は、農繁期に与えられる休暇である。このほか、仮寧令によると、長上官が遠隔地に住む父母を見舞うための「定省仮」（2定省仮条）、喪に際して与えられる「喪仮挙哀仮」（3職事官条・4無服殯条・5師経受業条・7聞喪条・8給喪葬条・9給喪仮条・10官人遠任条・12外官聞喪条）、改葬のための「改葬仮」（6改葬条）、遠隔地に赴任する際に与えられる「装束仮」（13外官任訖条）、在京官人の臨時の休暇である「請仮」（11請仮条）が規定されている。仮寧令の排列によると、「喪仮挙哀仮」は、3職事官条にみえる職事官の近親以下、未成年、師の喪、喪葬の往復や喪仮の規定、遠隔地にある官人に喪を告げるときの規定（10官人遠任条）と仮の範囲は拡大しており、多くは在京諸司の官人にかかる規定で、国司など外官にかかる可能性のある規定は、10官人遠任条⁵と12外官聞喪条とみるべきであろう。

仮寧令以外の令の編目にも、休日の規定は散見する⁶。女官は、「各毎二半月一、給二休仮三日一」（後宮職員令15縫司条）とみえ、別途休暇が認められている。また、大学・国学の学生、防人、流徒罪の罪人、官奴婢について、「凡学生、（中略）毎レ旬放ニ一日休仮一。仮前一日、博士考試」（学令8先読経文条）、「凡防人在レ防、十日放ニ一日休仮一」（軍防令63休仮条）、「毎レ旬給ニ仮一日一」（獄令19流徒罪条）、「凡官戸奴婢者、毎レ旬放ニ休仮一日一。父母喪者、給ニ仮卅日一」（雜令32放休仮条）のごとき規定がみえ、十日ごとに一日の休日「旬仮」が認められている。このほか、大学・国学の学生には、田仮や授衣仮など（学令20放田仮条）が与えられた。他方、『延喜式』の仮の規定は、部分的で明瞭ではない⁷。

番上官の休暇にかかる規定は、令の本文からは判然としないため、『令集解』の注釈を確認しておく。まず仮寧令冒頭の2条について。1給休暇条には、「史生以上上番十五日内、不レ給ニ仮日一」（同条朱説）、2定省仮条には「番上不レ在ニ給例一」（同条義解）とみえ、それぞれ在京諸司と長上官を対象とした令文の法意にしたがい、番上官は両条の対象とはされていない。次に3職事官条について。本来、職事官は、官位相当があり職員令に職掌の規定があるものを基本とする（公式令52内外諸司条）。選叙令によると、「凡職事官、患経ニ百廿日一、及縁ニ親患一、仮満ニ二百日一、及父母合レ侍者、並解官。（本注略）皆具レ状申ニ太政官一奏聞。其番官者、本司判解。並下ニ本属一。（後略）」（22職事官患解条）とみえ、ここでは職事官はほぼ長上官と同義で用いられ、番官と区別されることもあるが、仮寧令の注釈では、「分番遭ニ父母及余親喪一者、解官并給レ仮。並皆同ニ職事一」（3職事官条義解）、「謂長上分番並同」（同条古記）など、基本的に長上官と番上官を区別していない。ただし、「或説番官不レ解者非」（同条令釈）をみる限り、異説も存在していた。

仮寧令の後条も、「此條分番長上、不レ令レ得レ作レ別也」（4無服殯条古記）、「此條長上番上、凡学生等皆同无レ別」（5師経受業条朱説）、「改葬仮者、長上番上无レ別」（6改葬条

朱説)などとみえ、明法家たちの注釈によるならば、職事官条以後の休暇規定は、番上官の記述がみえない請仮条をのぞき、概ね長上官番上官を区別することなく運用されたらしい。以上、古代官人の休暇は、在京諸司長上官には、六仮、田仮、定省仮、在京官人に喪仮挙哀仮、改葬仮や請仮が認められるほか、職質、刑による拘束、身分(ないし所属状況)に応じて交替がふさわしくない場合旬仮が設定されている、と概括できる。そのなかで、交替勤務を基本とする番上官の休暇は制限されていた。なお、旬仮は、その性質から交替で取得したとみるほかないが、史料に乏しく、実態はよく分からぬ。

古代の休日について今少し深めるため、先行研究をさらに概観する。山田氏以降の古代休日にかかる研究は、1つは仮寧令の日唐比較研究、もう1つは、正倉院文書にみえる写経生の休暇の実態についての研究という、2つの視角から進められた。前者は、丸山裕美子氏に代表されるもので、氏は、日本が節日を継受したにもかかわらず、節仮を意図的に取り入れなかった点に注目し、その理由を日本では儀式がすなわち政務であったためと、理解した⁸。日唐律令の比較研究は、1999年の北宋天聖令の出現により新たな段階に入ったといえ、とりわけその全貌が明らかになった2006年以降、より精緻な研究が進められるようになった⁹。丸山氏は、天聖令の出現を契機とした『唐令拾遺』『唐令拾遺補』による復原案の再検討をふまえ、唐宋の節仮制度や日本の仮寧制度の実態研究を更新した¹⁰。

後者にかかる、大日方克巳氏は造石山寺所における造営作業上の儀礼や年中行事を検討し、元日、正月15日、3月3日、5月5日、7月7日、盂蘭盆などが確認され、節日は確実に下級官司レベルまで浸透していたことを明らかにした¹¹。また、写経生の休暇について、栄原永遠男氏は正倉院文書に残る請暇解や充紙帳を検討し次の諸点を明らかにした¹²。経師たちは、12月29日から30日頃から翌正月4日にかけて正月休みをとっていること、いわゆる六仮や田仮が支給された形跡は認められないこと、休暇申請の理由は、病気にかかるものが97件と3分の1を超えるほか、衣類の洗濯のための休暇が認められるなど健康・衛生面にかかるものが目立つこと、などである。成清弘和氏は、仮寧令と請暇解の関係をあらためて検討し、日本令では祖先祭祀についての休暇や、嘉礼に関連する冠礼と婚礼、凶礼に関連する忌日についての休暇が継受されなかったにもかかわらず、冠礼と婚礼をのぞき「斎会」や氏神祭祀などが一定程度みえることを指摘し、時代が降るにつれて仏事や神事が古代社会に普及したと解釈した¹³。以上のごとき日唐令の比較研究と正倉院文書を用いた実態の復元的研究により、古代官人の休暇の詳細が明らかにされつつある。

しかしながら、いくつかの課題を残しているのも事実である。その1つは、日本令に、外官に対する休暇規定がみあたらない点である。給休暇条にみえる「外官不レ在ニ此限ニ」は古記から復原されないため、大宝令段階の存否は議論の余地を残してきた。この点は、天聖仮寧令に外官請仮条(宋23条)がみえ、この条文は唐令にも存在したらしいのに対し、

日本令では継受していないことが明確になり、日本令の休暇規定は外官を対象としていなかったことが確実となった¹⁴。もう1つは、主として史料の残存状況に起因することではあるが、下級官人の休暇規定は、実例から帰納される写経生の事例をのぞき、必ずしも充分明らかにはされていないことである。番上官の休暇や旬假の実態は、なお不明といわざるをえない。以下、節をあらため、木簡を手がかりに官人の休日を検討する¹⁵。

III 木簡にみる休暇

平城宮・京跡の出土木簡には、仮（休暇）の記述が散見する。

木簡1 ·右為斎食并放生請暇如件 今□□以□
「羽壳壳壳貝放放放暇暇暇」

[右]

·□為斎食并并并食食食食食
食食食食食木羽女 木羽女

302×35×5 011

木簡1（『平城木簡概報』22-9頁上(26)）は¹⁶、いわゆる二条大路木簡の1点で、SD5100（第200次調査）から出土した。請暇解末尾の文章の一節を記した後、文中に用いる文字などを記した全文同筆の習書で、あるいは紙の文書を作成する前の下書きにあたるかもしれない。ほかにも、「川□工 □〔仮カ〕五日」（『平城宮木簡七』11860号）は、平城宮中央区の東を南流する基幹排水路SD3715・SX8411（第97次調査）から出土したもので、工人の一人にかかわる5日間の休暇を記す。墨痕は薄く右半部を欠いており、記載内容は不明であるが、長さ406mmもある大型の材に記されていることから、単なる習書ではなく、実際に使用されたものとみられる。加えて、内裏東大溝SD2700（第172次調査）から出土した「申請暇日事」（『平城木簡概報』19-16頁下(107)）は、請暇解の事書部分を記した木簡の断片とみられる。反故紙も含め紙が比較的身近にある写経所では紙の文書で休暇を申請したのに対し、日常的に木簡を多用する都城では、木簡を利用することもあったのであろう。

都での労役にしたがう丁の休暇を示す資料も出土している。

木簡2 見役十一人 [暇カ]
(表面部分) 抜柱九枝 未到若麻続□□土師益人 以上□□左衛士白猪乙麻呂
〔少田カ〕 310×36×6 011

木簡2（『平城宮木簡三』3264号）は、平城宮東南隅付近の東一坊大路西側溝SD4951から出土した。掲載した釈文からは、表裏両面に記された多数の習書は省略した。9本の柱を抜き取るために11人の労働者が集められており、さしづめ、2間四方の総柱建物1棟か、塀などの柱列を解体したのであろう。うち若麻続少田、土師益人の2名が「暇」により

「未到」、左衛士の白猪乙麻呂は、都城の雜役に使役される衛士の事例とみられるが、不参の理由は不明である。「暇」の記載は、このクラスの労働者に休暇が認められていたことが確認できる貴重な資料である。

次に、服喪にかかわる木簡を掲げる。

木簡3

〔入カ〕

癸卯年太寶三年正月宮内省□四年□□

年慶雲三年丁未年慶雲肆年孝服

(274) × 30 × 4 019

木簡3（『平城宮木簡七』11285号）は、官人の履歴書風の記載をもち、大宝3年（703）に宮内省官人としてスタートしたのち、慶雲4年（707）に「孝服」すなわち父母の喪に遭い、おそらくは解官されたのであろう。第一次大極殿院の和銅造営当初の整地土（第337次調査）から出土したもので、和銅3年の紀年木簡（『同』11286号）が共伴するほか、周辺の内裏西南隅外郭下層（第91次調査）にも和銅3年頃の荷札（『同』11307・11308号）が含まれていること、第一次大極殿院の造営過程からみて、和銅末年頃までに属する木簡と推測される。下端が折れており、和銅年間（708～15）頃におけるこの官人の位階や官職の詳細はつまびらかにしえないものの、3職事官条の規定が大宝令施行当初からおこなわれていたことを示すものとして注目される。ほかにも同様の資料は知られ、「右以去天平五年八月廿一日□□遭服罷仍具状録以申送」（『同』11859号）は、服喪による休暇を申請した木簡とみられる。右側面にみえる「伊福部宿祢廣浜〈年冊三 大倭国十市郡〉」と本文との関係は不明であるが、奈良時代半ばにおける官人の休暇の実態を示すものであろう。

仮の木簡には、廃棄にともなう削屑も散見する。宝亀初年頃と推定される平城宮東方官衙の土坑SK19189（第429・440次調査）から出土した、「人仮 人病」（横材。『平城木簡概報』43-74頁中(1517)）は、不参の官人（近衛・兵衛など）の理由をまとめた帳簿の一部とみられ、内容は不詳ながら「□月仮」（『平城木簡概報』40-18頁下(274)・『同』43-78頁中(1610)）は月ごとの休暇を記したのであろう。SD4100（第32次補足調査）から出土した式部省の考課木簡には「元雅樂寮歌人服解」（『平城宮木簡五』6216号）、「諸司服□〔闕カ〕」（『同』6217号）、「廿七日逢親父喪解」（『同六』10292号）のような服喪とその休暇にかかわる削屑が含まれており、式部省に東接する官衙の井戸SE14690（第222次調査）からも、「□父喪□〔解カ〕」（『同』10293号）と記した木簡が知られる。また、二条大路木簡（第193次調査B区・SD5100）の「遭喪放□」（『平城木簡概報』30-8頁中(71)）は、考課木簡との関連が推測される。

なお、長岡京跡でも、「□〔仮カ〕」（木研12-43頁(14)）などと記した断片のほか、「曹司二人 □〔假カ〕一人」（『長岡京跡左京北一条三坊二町』140号）と記した木簡の断片が出土している。判読できる文字は少なくつまびらかにしえないものの、「曹司」に出仕する

「二人」と、「仮」により出仕していない人が並記される。

地方官衙で注目される木簡は、休暇にかかる文書の題籤（軸）である¹⁷。

木簡 4	・府国司 ・遭喪解文	(86) × 33 × 6 061
------	---------------	-------------------

木簡 5	[案カ] ・仁和二年仮文□ ・仁和二年仮文	(73) × 27 × 9 061
------	-----------------------------	-------------------

木簡 4（『大宰府政庁』1号）は、大宰府政庁地区築地東北隅の溝状遺構SD345（第26次調査）から出土した木簡で、平安時代前期ないし中期のものと推定される、大宰府の府司と管内諸国司にかかる喪仮の解文をまとめた文書の題籤¹⁸、木簡 5（『因幡国府VI』2号）は、因幡国府跡の溝SD109（第6次調査）から出土した木簡で、仁和2年（886）の国司にかかる請暇解をまとめた題籤とみられる。いずれも、大宰府や国庁において、官人の休暇を管理する文書がまとめて保管されていたことを示しており、外官の休暇にかかる資料といえる。

以上、木簡の記載にみえる休暇の事例を掲げ、その内容を確認した。出土事例はさほど多くはなく、なお断片的といわざるをえない。ただし、都城においても地方官衙においても、下級官人や外官の仮にかかる木簡はたしかに存在しており、令規からは明らかにしがたい実態を示す資料として貴重である。留意すべきは、木簡にみえる官人の階層はかならずも明確ではないが、確実なものは下級の官人ないし労働者のみであることである。感覚的な言ではあるが、多くの古代木簡は、いわゆる下級官人によって記されたと思う。地方官衙で作成された木簡も、国司や郡司自身の手になるものも存在するであろうが、その過半は、国の下級職員¹⁹や郡雜任クラスが作成したものではないか。

翻って考えてみると、山田氏は、官人の休日を明らかにする手段として、「直接示す史料はないので、間接的、大量観察の方法で必ずしも適確とはいひ難い」と断ったうえで、六国史の記事などを日付ごとに観察する方法を採用した。結果、大宝以降六国史の時代についてとりわけ有意な傾向を導きだしたが、このことは、実は『続日本紀』の記事には五位以上官人の叙位任官記録や四位以上の薨卒伝などを採録する原則とかかわっていたようと思われる²⁰。むろん散位の存在には配慮する必要があるが、それでも、五位以上官人は、おおむね六仮の対象となる長上官の多数を占めていたであろう。他方、外官や下級官人の休日、その実態の解明は、国史とは異なる資料群にその素材を求めねばならない。現在のところ、木簡を措いてそれに足る資料群は、認めがたいように思う²¹。

IV 木簡の日付

前述の課題に迫るため、ここでは日付のある木簡を検討する。分析対象は、奈文研が公開するデータベース木簡庫を検索するとともに、公表済の情報により加除修正を加えて選定した²²。対象の選定方法は以下の通りである。

まず、鎌倉時代以降に属する木簡をのぞいて古代木簡に限定した。ついで、削屑は分析対象に加えないこととした。削屑は、点数だけでいうと古代木簡のなかで約8割を占め、まさに「大量観察」をおこなううえでは絶好の資料ともいえる。しかしながら、その記載は概して断片的で、もともとの内容を明らかにできることは少ない。また、直接の接続関係を有さない断片にも同一の帳簿に由来するものが多数含まれることが予想されるため、統計的な処理には向きのない資料といわざるをえない。資料の均質化を重視した結果、小稿はかかる判断にいたったが、古代木簡の大多数を占める削屑をいかに分析対象として活用するかは、今後のさらなる課題であろう²³。

さらに、古代木簡から日付を記した木簡を抽出するとともに、記載が完全ではない、たとえば「十□日」「廿□日」「□一日」「□二日」の類の日付が確定しない木簡を除外した。結果、日付のある古代木簡は、2384点検じられた。これらには、具注暦、月朔暦などの暦注4点を含み²⁴、それ以外にも、「去○○日」のような形で文中に過去の日付を記したものがあり、それらは対象としなかった。なお、記録帳簿などのように同一木簡に複数の日付が記されたものも多く、都合、ここで分析対象は2668日分の記載となる。

対象となる木簡は、飛鳥時代（藤原宮期以前）、奈良時代、長岡宮期、平安時代の4時期に大別し、さらに各時期を都城木簡と地方木簡に区分したうえで、日付別にその点数を示した（表1）。ここでいう「都城」と「地方」は、出土遺跡＝廃棄場所によるものではなく、作成主体を基準として区分したもので、「地方で作成され都まで運ばれた」木簡は「地方木簡」に区分した。すなわち、諸国から調庸などに付してもたらされたいわゆる貢進物付札（荷札木簡）は、諸国の郡郷などで作成されたことを評価し²⁵、また、某国から都へ届けられた文書木簡や文書軸も、諸国で作成されたものであることを重視した。また、長岡宮期の平城旧京寺院（西大寺食堂院跡）や、長岡京跡出土の奈良時代木簡は地方木簡と解した。木簡の日付は作成主体が記したものであり、ここで分類は、作成場所が都城か地方かに従っておこなった。

表1を検討する。日付別の点数をみると、特定の日付への集中や逆に六仮などの休日に極端に少なくなるなどの傾向は認められない。気になる現象として、奈良時代の地方木簡の日付のうち、10日、20日が少しばかり突出して多いことがあげられる（後述）。以上からすれば、少なくとも、山田氏が六国史や官文書などから見いだしたような、六仮の日

表1 日付のある古代木簡

日付	飛鳥	飛鳥 (地方)	奈良	奈良 (地方)	長岡	長岡 (地方)	平安	平安 (地方)	(都城)	(地方)	(合計)
1	3	3	44	6	6	4	1	4	54	17	71
2	6	1	61	9	6	2	2	4	75	16	91
3	7	1	47	10	5	1		8	59	20	79
4	6		61	8	9	2	2	9	78	19	97
5	12		51	9	6	2		9	69	20	89
6	5		58	11	4	1		9	67	21	88
7	10	4	63	14	7	8		4	80	30	110
8	3	1	73	8	10	3		6	86	18	104
9	6		60	9	12	1		6	78	16	94
10	6	4	57	32	14	3	2	16	79	55	134
11	9	2	35	15	5	4		10	49	31	80
12	5	2	57	5	8	1		7	70	15	85
13	8	1	53	6	6	5	1	4	68	16	84
14	6	1	58	11	5	1		8	69	21	90
15	3	3	54	10	5	6		8	62	27	89
16	2	1	69	9	7	2		9	78	21	99
17	3	2	57	10	9			11	69	23	92
18	5	1	45	7	9	3	1	15	60	26	86
19	2	1	47	14	8	1	2	6	59	22	81
20	6	5	73	20	6	1	1	16	86	42	128
21	4	1	58	12	4	3		5	66	21	87
22	2	4	58	10	8	1		10	68	25	93
23	5	1	50	9	11	3	1	9	67	22	89
24	8	2	59	12	6	2		11	73	27	100
25	2	2	58	8	4		1	10	65	20	85
26	3	2	38	7	8	2	2	9	51	20	71
27	6	1	40	7	4	1		8	50	17	67
28	5		57	8	2	1		11	64	20	84
29	6	1	41	9	7	1		5	54	16	70
30	1	1	36	7	3			3	40	11	51
(合計)	155	48	1618	312	204	65	16	250	1993	675	2668

表2 請暇不参解の休日

日付	件数	日付	件数	日付	件数
1	31	11	31	21	42
2	36	12	29	22	47
3	37	13	33	23	43
4	39	14	32	24	39
5	37	15	39	25	37
6	34	16	36	26	32
7	38	17	34	27	46
8	37	18	38	28	29
9	25	19	37	29	30
10	25	20	35	30	11
(合計)					339

に限り木簡が減少する傾向は、時代、あるいは都城と地方といった作成場所を問わず認められない。そうであるならば、木簡の日付による限り、木簡を作成した官人たちの多くは、特定の日を休日とした訳ではなかったらしい。彼らの多くは下級官人で、四等官クラス以下のいわゆる番上官と考えざるをえない。

木簡を記した役人が下級役人を主体とするならば、正倉院文書に残る写経生の請暇不参解は、実態を示す史料として大いに参照する必要がある。休暇の理由をはじめとした記載内容の詳細は先学の検討にゆずり、ここでは小稿の関心に特化して、日付にのみ注目して整理してみた（表2）²⁶。結果、日ごとの件数はほぼ均衡しており、とりたてて特徴を見いだすことは難しい。栄原氏によると、休暇の理由は、病気（本人や家族）や親族の死亡、神祭仏事が131件と半数以上を占めるといい、これらの休暇はいわば不測の事態によるものである以上、その取得日が特定の日付に集中すればかえって不自然ともいえる。他方、「帙畢」などの語でみえる、仕事の切れ目に請求された休暇や、洗濯のための休暇は、65件と一定程

表3 日付のある官文書木簡

日付	官文書	除中務宮内等
1	2	2
2	5	2
3	2	1
4	1	
5	6	1
6	2	
7	1	1
8	5	2
9	4	2
10	6	4
11	1	
12	6	2
13	3	1
14	8	2
15	4	
16	9	4
17	4	2
18	2	
19	3	2
20	5	2
21	3	2
22	6	1
23	3	1
24	4	2
25	4	1
26	4	1
27	6	2
28	5	3
29	2	1
30	1	
(合計)	117	44

度認められる。「帙畢」なる休暇は、5日間を基本として認められており、天平9年（738）頃に記されたらしいわゆる写経生の待遇改善要求²⁷にみえる「毎月五日の休暇」が実現したものと理解されている²⁸。これらの日付も、月の初めにやや集中する傾向はあるものの、日ごとに大差はない。木簡と請暇解にみる休暇の実態は、特定の日付での減少が認められないという点において、近しい関係にある。とともに、写経生のように、実際には連日勤務していた下級の官人たちは、常勤の官人と同様の月5日の休暇を求めていたことは確認しておきたい。

検討を一步進める。逆に、日付のある木簡に六仮の痕跡を求めることはできないのであろうか。議論を中央官司とその四等官などの署名がみえる木簡に限り検討したい。

2384点検出した日付のある木簡は、内容で分別すると、様々な文書、進上状、米などの支給受取伝票、記録、荷札付札、習書、呪符、題籤など木製品、不明からなる。このうち、地方で作成された木簡（貢進物付札（荷札）を含む）をのぞき、さらに都城木簡でも、複数日の記載がある記録帳簿の類、文書のなかでも日常性の高いもの、たとえば米などの支給受取伝票や宿直にかかるもの、さらに呪符など官文書としての性格の認めにくいものをすべて排除し、中央官司とその四等官などの官職名や人名が日下にみえ、官文書木簡の断片と推測されるものののみ116点を抽出した。ここから、京職・造東大寺司関係など外官が発行した文書木簡39件をのぞき、さらに六仮の対象とはならない「中務、宮内、供奉諸司、及五衛府」にかかる木簡33件をのぞくと、44件の木簡が該当した²⁹。これらの木簡を、先と同じく日付に注目して整理した（表3）。結果、6日、18日の日付はみえず、12日、24日、晦日もあわせて5例と少ないとから、官文書木簡は六仮に減少すると判断できる。

迂遠な検討に終始したが、木簡の日付に注目した結果、中央官司とその四等官などの署名がみえる官文書木簡に限定するならば、たしかに山田氏の分析は追認することができる。それに対して、大多数の木簡は顕著な傾向をみるとできず、木簡を作成した官人は、いわゆる下級官人や番上官で、彼らの多くは特定の日を休日とした訳ではなかったと考えざるをえないであろう。

V 六仮の木簡詳考

蛇足ながら、例外的に見いだされた六仮の日にかかる5例の木簡について、その内容を確認しておく。

「□二月廿四日正四位下行右大弁兼内□」（『平城木簡概報』39-7頁（2））は、土坑SK19189から出土した断片である。中欠ながら「具録如件謹以申聞謹」（『平城木簡概報』39-7頁上（1））と記す断片と同一木簡とみられ、太政官奏の一部とみられる。SK19189の出土木簡

は、衛府にかかる木簡が多く、右大弁は藤原雄田麻呂（百川）とみられる。百川は、宝亀2年（771）3月に大宰帥に任官した際、「右大弁内豊大輔右兵衛督越前守並如レ故」とみえ³⁰、この木簡の下端は「内豊大輔」と続くのであろう。百川は、右大弁の職責によるものではなく、天皇側近の軍事力の性格が強い内豊省の大輔か³¹、あるいは右兵衛督として太政官奏に署名したのであろう。

木簡6 · 粟田申民部省…寮二処衛士

· 檢校定 十月廿九日

(117+118)×17×4 019

木簡6（『藤原宮木簡三』1079号）は、藤原宮東面外濠SD170（藤原宮第29次）から出土した。「民部省」とみえることから大宝令制下と判断されるが、いわゆる前白木簡の形式をとり8世紀でもごく初期に属するものと推測される。大宝元年から3年までの10月はすべて小月であり、この木簡の日付は晦日にあたる可能性がある。詳細は不明ながら、衛士にかかる案件を報告したものとみられる。以上にみえる2例は、いずれも衛府にかかる内容を含み、六仮の対象に含まれない官司の木簡と理解すべきである。

「養老六年十月十二日從七位下行大」（『平城木簡概報』33-11頁上(5))、「二年八月十二日主典正八位上勲十二等民忌寸」（『同』23-17頁上(159))の2例はいずれも断片で、日付と日下署名が認められるのみである。木簡の内容はつまびらかにしえない³²。

木簡7 · 雅樂寮移長屋王家令所 平群朝臣廣足

右人請因倭舞

· 故移 十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂

少允船連豊

220×37×3 011

残る最後の1点は、長屋王家木簡のよく知られた文書木簡である。長屋王邸SD4750から出土した木簡7（『平城京木簡一』156号）は、長屋王邸を確定した木簡として注目を集めてきたが、その内容にはほとんど言及されてこなかったように思う。少し検討したい。

倭舞は、祭祀への奉仕者を神事から解放する舞で天皇あるいは神々への感謝・忠誠・服従の意味が込められた儀礼的な身体表現とされ、斯波辰夫氏による専論が重要な問題を提起している³³。斯波氏は、『令集解』にみえる尾張淨足説（職員令17雅樂寮条古記）から、神護景雲年間の「和舞」以前に山人ないし和氏とかかわらない「倭舞」が存在したことを証し、大仏開眼会が開催された天平勝宝年間に雅樂寮による教習がおこなわれた可能性を指摘した。木簡7を理解するうえで重要な指摘は、「倭舞の芸態は非常に簡略でかつ短かった」という指摘で、鎮魂祭の舞人がわずか5日前に簡定されて教習したという³⁴。さらに重要な指摘は、『内裏式』にみえる拝舞に付された注によると、「或命ニ小斎大夫等三両人一、令レ奏ニ倭舞ニ」（十一月新嘗会式条）とみえ、叙位・任官に謝意をあらわすときの儀礼である拝舞は、倭舞と互換性があった、という点である。ちなみに、「立ったまま袖を左右左とひるがえすのみ」という所作は、近代の神祇祭祀、式年遷宮の杵築祭で奉仕され

る倭舞とも共通し、古くからの態かと思われるという³⁵。

叙上の指摘によるならば、木簡7にみえる倭舞は、後の拝舞と類似するもので、長屋王家に所属する平群朝臣廣足を、倭舞（拝舞）の師かあるいは舞人として召したものとみられる³⁶。さしづめ、木簡の日付の翌25日から29日までの5日間が教習にあてられたと想像でき、毎日にかかることなく年内にて終了したものと推測される³⁷。そうであるならば、翌年正月年頭行事にかかわるものであったことは想像にかたくないであろう。長屋王家木簡の年代は、和銅3年（710）から靈亀3年（717）までとみられている。むろん史料の残存状況には配慮せねばならないが、『続日本紀』による限り、この間の正月年頭儀式で注目すべきものは、和銅8年ではないかと思う³⁸。この年の朝賀では、皇太子首皇子がはじめて礼服を着して朝儀に臨み、蝦夷、南嶋の諸島が方物をたてまつたといい、16日節会は、主典以上と前年12月に来朝した新羅使も参列して中門でおこなわれ、諸方の樂を奏したという³⁹。倭舞（拝舞）は、この年の元日朝賀ないし16日節会にて催された可能性を指摘しておきたい。なお、長屋王自身の動向に着目するならば、靈亀2年正月の叙正三位も候補となるだろう⁴⁰。さりながら、叙位における拝舞は弘仁年間に降るとみられており⁴¹、加えて、その場合に寮からの請求で舞人を派遣するのも不審である。してみれば、木簡9は、特別な事情を背景にもつものであったことが推測される。あるいは、期限の定まった案件であることから、給仮の例外にあたる「事有_ニ促限」（公式令61詔勅条）にあたるとみなされたのかもしれない。そうであるならば、これまた、六仮日にはあたるもの、特別な事性にかかり発行された1例と解釈することも可能ではないかと思う。

VI 結　び

この小稿は、日付のある木簡を手がかりとして、古代官人の休日について検討を加えようとする試みであった。遺憾ながら、休日を復元することはもちろん、古代社会の休日についての考え方についても、充分な解答を見いだせず、指摘できたことはわずかである。

中央官司とその四等官クラスが発行した官文書木簡に限れば、ほかの史料と同じく六仮に減少する傾向を認めることができた。他方、下級官人や外官にも休暇の痕跡は認められるものの、彼らが作成した大多数の木簡から、日付ごとの特徴や定期的な休暇の存在を見いだすのは困難で、彼らはやはり六仮とは無縁の階層に属していたと理解せざるをえない。

官人の休日は、その背景にある官人支配の論理とかかわり、官人制の理念と実態を考えるまたとない手がかりとなることは間違いない。日本令が休暇の対象を京官に限った点は日本仮寧令の一特質とみられており、山田氏はこれを京官の優遇策と解し、丸山氏は令の継受段階における官僚制ないし政務運営が徹底している範囲として理解した⁴²。さりなが

ら、写経生の請暇不参解のみならず、木簡にも下級官人や外官の仮が認められる事実はいかに理解すべきであろうか。それが、大宝令当初の段階から存在したものなのか、奈良時代後半ないし平安時代に降り新たに獲得したものなのか、さらなる検討が必要であろう。

以下、思いつくままに課題を記す。地方木簡に、10日、20日の日付をもつ木簡が多いという事実は、これまであまり注目されなかったと思う。10日ごとの休暇（旬假）を背景にしている可能性や、10日ごとに整理される帳簿を推測するなど、いくつかの可能性は浮かぶものの、国務や郡務にそくした説明を用意できない。荷札木簡に限った場合も、やはり10日、20日の日付をもつ木簡が多いという現象があるようで、あわせて検討する必要があろう。『日本書紀』によると、持統天皇3年（689）4月、「諸司仕丁、一月放二仮四日」として、詔により諸司仕丁の仮が認められた⁴³。この年6月に淨御原令が班賜されることからすれば、それに先んじた単行法令の施行とみるのが穩やかであろうが、仕丁の休暇は令規に継承された形跡はない。下級官人一般に敷衍してよいものか、あるいは、令前仕丁の奉仕形態、さらには天武天皇の時代のごく初期の官人制とかかわるものなのか⁴⁴、難解である。いずれにせよ、論じ残した問題はあまりに多いが、もはや予定の紙幅を超えた。小稿は、かかる諸問題の出発点に過ぎないと自覚し、後考を期すほかあるまい。

註

- 1 それ故に、「年代が記されない木簡」についても、その年代を絞り込もうとする試みもおこなわれている（拙稿 2020「參河三嶋贊荷札の年代」『奈文研論叢』1 奈良文化財研究所）。
- 2 時代や対象はまったく異にするが、近藤成一 1999「鎌倉幕府裁許状の日付」『鎌倉遺文研究』4 に同様の問題提起がある。
- 3 山田英雄 1987「律令官人の休日」『日本古代史攷』岩波書店（初出1978年）。以下、山田氏の見解はこれによる。なお、山田 1987「写経所文書の日附について」『日本古代史攷』前掲（初出1957年）、同 1999「宴と日付」『万葉集覚書』 岩波書店も参照。
- 4 以下令規の引用、条文番号は日本思想大系『律令』により、句読点・返点は私に付した。
- 5 ただし、同条古記・古記一云・跡記は国司主典以上は解官しないといい、外官の規定とはみない。
- 6 服喪にかかわる条文（喪葬令17服紀条）も広義には仮にかかわるであろう。稻田奈津子 2015「喪葬令と礼の受容」『日本古代の喪葬儀礼と律令制』 吉川弘文館（初出2002年）、同 2015「日本古代の服喪と喪葬令」 前掲書所収（初出2013年）、小林理恵 2014「請暇不参解にみる奈良時代の服喪」『続日本紀研究』411などを参照した。
- 7 五位以上上日にかかわり「請暇簡」がみえ（式部省式下15上日条）、ほかにも、臨時祭式53無服殯条、玄蕃寮式46講読師条、式部省式上166諸司諸国条、雜式26就使請仮条などに散見する。『延喜式』の条文番号は集英社版『延喜式』下による。
- 8 丸山裕美子 1998「假寧令と節日一律令官人の休暇」『日本古代の医療制度』 名著刊行会（初出1992年）。
- 9 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証 2006『天一閣藏明鈔本天

- 聖令校証 附唐令復原研究』上下 中華書局。
- 10 丸山裕美子 2002「唐宋節假制度の変遷—令と式と格・勅についての覚書」池田温編『日中律令制の諸相』 東方書店、同 2008「律令国家と仮寧制度—令と礼の継受をめぐって」大津透編『日唐律令比較研究の新段階』 史学会シンポジウム叢書 山川出版社。
 - 11 大日方克巳 1987「造石山寺所と儀礼・祭祀・年中行事」『日本歴史』467。補訂して、同 1993「年中行事の重層構造」『古代国家と年中行事』 吉川弘文館。
 - 12 栄原永遠男 1987「平城京住民の生活誌」岸俊男編『都城の生態』日本の古代9 中央公論社。以下、栄原氏の見解はこれによる。
 - 13 成清弘和 2000「律令の休暇制度について」『続日本紀研究』327。同 2001「冠婚葬祭と家族・親族」『日本古代の家族・親族—中国との比較を中心として』 岩田書院も参照。
 - 14 丸山裕美子 2008「律令国家と仮寧制度—令と礼の継受をめぐって」(前掲)。
 - 15 山田氏が木簡を検討対象としなかった点は、1978年初めの研究状況からしてやむを得ない判断であった。現在の知見をふまえて整理すると、1977年末までに全国で出土していた木簡は、5万4000点程度であった。このうち、中世のこけら経をはじめとした仏教民俗資料が優勢で(奈良県元興寺極楽坊境内(約1万点)、平城京跡左京三条二坊十五坪(第86次調査、約9500点)、愛知県大山寺(3591点)、広島県草戸千軒町遺跡(第9次調査、2691点)など)、古代の木簡は全体の半分以下に過ぎなかった。当時過半を占めた古代木簡は、1966年に出土した式部省の考課木簡を主体とする1万3000点近い一大資料群であったが(第32次補足調査)、整理作業の途中で、正報告は後に奈良文化財研究所『平城宮木簡四』『同五』『同六』(1986・1996・2004年)として刊行された。爾来40年余の歳月をへて、2021年末段階の全国の木簡出土点数は47万点におよぼうとしており、うち古代木簡は31万8000点以上とみられることから、「大量観察」に充分耐える資料と評価されるであろう。
 - 16 木簡の釈文表記は、『藤原宮木簡』シリーズに準拠し、時代を示す型式番号第1桁の6は省略する。
 - 17 ほかに、「仮四月六日」(宮城県熊の作遺跡出土木簡6号)と記した木簡、「□ 休□□〔申本カ〕食 □□□」(『下野国府跡VII』3732号)と記した削屑などがある。
 - 18 松川博一・酒井芳司 2002「第VI章出土遺物(4)文字資料 1)木簡」『大宰府政跡』 九州歴史資料館。倉住靖彦 1976『大宰府史跡出土木簡概報(一)』 九州歴史資料館 9号。
 - 19 『類聚三代格』卷6 公粮事所収、弘仁13年(822) 閏9月20日太政官符。
 - 20 笹山晴生 1989「続日本紀と古代の史書」『続日本紀一』新日本古典文学大系12 岩波書店。
 - 21 下級官人研究は、「史料的な制約によって必ずしも充分な成果があがっているとはいえない」という野村忠夫氏の指摘は、現在にもなお通じているよう思う(野村忠夫 1967「戦後の律令官人制研究」『律令官人制の研究』 吉川弘文館(初出1964年))。
 - 22 データベース木簡庫の登録データは、当初、2019年9月12日に検索したもの用いて小稿のもととなる作業を開始したが、登録データに不備があることに気づいたため、成稿後の2022年5月20日(登録件数16万7836件)に、あらためて検索したデータを用いて照合し、精確を期すよう努めた。なお成稿後、細井浩志編 2018『古代木簡における暦日記録目録(稿)』(私家版)の存在を知った。年月日など暦日のある木簡の一覧表が提示されているが、活用できなかったことをお詫びする。
 - 23 古代木簡における削肩の状況は、拙稿 2017「古代木簡のなかの七世紀木簡」犬飼隆編『古代の文字文化』古代文学と隣接諸学4 竹林舎で概観した。

- 24 『藤原宮木簡三』1120号、静岡県城山遺跡27号、新潟県発久遺跡（木研11-94頁(1)）、新潟県延命寺遺跡7号（木研30-134頁(6)）。なお、長屋王邸（『平城木簡概報』25-6頁上(26)）および宮城県熊の作遺跡6号には、一部暦注に類する記載が認められるが、日付記載の部分を採用している。
- 25 長岡京太政官厨家跡から出土したいわゆる綱丁木簡について、渡辺晃宏は、検収場所から米の消費場所へ運ぶ際の荷札ないし送り状の機能をもつ木簡と理解する（渡辺晃宏 1987「長岡京太政官厨家木簡考」『古代文化』49-11）。そうであるならば、これらの木簡は、諸国から貢納された木簡そのものではなく、太政官厨家に送付する際に京で付け直されたもので、都城で作成されたと考えねばならない。
- 26 請暇不参解は、桑原祐子編 2005『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不参解編（一）』奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集4、同 2007『同（二）』同報告集9による。表2は、ここに採録された238通のうち、文書に日付を欠くなどの理由により休暇日が特定できないもののぞき、推定される休暇日を日付ごとに集計したものである。たとえば、「帙畢」として7月1日に5日間の休暇を請求し認められた場合、1日から5日までの5日間それぞれについて1件と集計した。
- 27 写経司解案（正倉院文書続々修46帙8巻第11紙、『大日本古文書』24-116～117頁）。
- 28 山田氏は、この写経司解は案文であり実現されなかったと指摘するが、近年はその成果を肯定する理解がある。桑原祐子 2020「正倉院文書の休暇願にみる実務官人の言語生活—待遇改善要求草稿と請暇解」『京都語文』28など。
- 29 出典は次の通りである。1日：『藤原宮木簡三』1103号、『平城木簡概報』19-17頁下(118)、2日：『平城木簡概報』15-32頁上(221)、『平城木簡概報』11-10頁下(66)、3日：『藤原宮木簡一』2号、5日：『藤原宮木簡三』1292号、7日：『藤原木簡概報』9-7頁下(7)、8日：『平城木簡概報』30-43頁上（『同』22-9頁上(27)）、『平城木簡概報』31-12頁下(98)、9日：『平城宮木簡六』8497号、『平城木簡概報』19-16頁上(98)、10日：『平城宮木簡七』11873号、『平城木簡概報』2-18頁上(134)、『平城木簡概報』4-18頁上(132)、長岡京跡木研15-40頁-5(1)、12日：『平城木簡概報』23-17頁上(159)、『平城木簡概報』33-11頁上(5)、13日：長岡京跡木研25-60頁(1)、14日：『平城宮木簡一』55号、『平城木簡概報』15-22頁上(120)、16日：『平城宮木簡六』9881号、『平城宮木簡七』11881号、『平城木簡概報』24-7頁下(28)、『平城木簡概報』38-20頁下(99)、17日：『平城木簡概報』14-7頁上(1)、長岡京1-216、19日：『平城宮木簡七』12583号、『長岡京木簡一』5号、20日：『平城木簡概報』11-12頁上(86)、『平城木簡概報』14-9頁上(28)、21日：西隆寺12号、長岡宮跡木研20-58頁1(3)、22日：長屋王邸『平城京木簡一』163号、23日：長岡宮跡木研21-35頁1(3)、24日：長屋王邸『平城京木簡一』156号、『平城木簡概報』39-7頁上(2)、25日：二条大路(北)『平城京木簡三』4506号、26日：『平城木簡概報』32-10頁下(21)、27日：『平城木簡概報』24-7頁下(27)、『長岡左京一』28号、28日：『平城宮木簡三』3178号、『平城宮木簡六』8498号、『平城木簡概報』22-8頁下(20)、29日：『藤原宮木簡三』1079号。
- 30 『続日本紀』宝亀2年(771)3月庚午条。
- 31 山本信吉 2003「内豊省の研究」『摂関政治史論考』 吉川弘文館（初出1959年）。
- 32 後者が出土した東二坊坊間路西側溝SD4699からは、天平初年の木簡が出土しており、「二年」は天平2年(730)と推定される。その場合、この「民忌寸」は、天平17年に「正七位下勲十二等」とみえる民伊美吉古麻呂と同一人物の可能性がある（同年10月21日右兵庫移、正倉院文

書続修第15巻第3紙裏裏・『大日本古文書』2-477頁)。古麻呂は、このとき右兵庫大允とみえ、帶勲位者の官職は軍事警察関係に多いという指摘によるならば(秋山侃 1961「奈良時代における「勲位」の実態について」『続日本紀研究』85)、あるいはこれまで衛府にかかわる事例かもしれない。

- 33 斯波辰夫 1989 「倭舞」について 直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』下 塙書房。
- 34 『延喜式』中務省式33鎮魂祭条。
- 35 川出清彦 1978 『祭祀概説』 雄山閣出版 p.404。
- 36 雅楽寮移木簡(木簡7)は、井口樹生 1996「倭舞の展開—その意義及び音楽を巡って」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』28に言及があるものの、その理解にはどうにも馴染めない。
- 37 和銅3年(710)から靈亀3年(717)までの12月は、和銅3年・靈亀元年が小月で、そのほかは大月である。
- 38 『続日本紀』靈亀元年(715)正月甲申朔条。この問題は、平城宮第一次大極殿院の造営の問題として論じたことがある(拙稿 2011「史料からみた第一次大極殿院」『平城宮発掘調査報告XVII—第一次大極殿院地域の調査2』奈良文化財研究所学報84 奈良文化財研究所)。
- 39 『続日本紀』和銅7年(714)12月乙未条、『同』靈亀元年正月己亥条。
- 40 『続日本紀』靈亀2年(716)正月壬午条。
- 41 西本昌弘 1997「吉礼からみた『内裏儀式』の成立」『日本古代儀礼成立史の研究』 塙書房(初出1987年)、同 2012「九条家本『神今食次第』所引の『内裏式』逸文について」『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館(初出2009年)。靈亀年間の叙位における拝舞の可能性は低い。
- 42 丸山裕美子 1998「假寧令と節日一律令官人の休暇」(前掲)。
- 43 『日本書紀』持統天皇3年(689)4月己酉条。野村忠夫 1970「天武持統朝の官人法—考選法の整備過程を中心に」『律令官人制の研究増訂版』 吉川弘文館(初出1965年)。
- 44 『日本書紀』天武天皇7年(678)10月己酉条。